

# 再発防止のための計画 (概要)

2023年8月10日  
中国電力株式会社

## はじめに

当社は2007年6月に「コンプライアンス経営推進宣言」を表明して以降、コンプライアンス最優先で業務を進めてまいりましたが、このたび、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）や電力自由化の観点から、公正で自由な競争を阻害しかねない事案（以下「本事案」という。）を起こしたことについて、極めて厳しく受け止めるとともに、お客さまをはじめ関係者の皆さまに多大なるご心配・ご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

このような事態を二度と繰り返さないために、独占禁止法を含む法令の遵守を改めて徹底するとともに、引き続き、再発防止策の着実な実施に努めてまいります。

# 1. 事案の内容

当社は、2023年3月30日、公正取引委員会から、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）及び当社の電力小売自由化以前の供給区域内における相対顧客及び中国地方の官公庁等の入札に関する電気小売供給（特別高圧または高圧）に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

本事案においては、以下の理由から、独占禁止法への抵触を疑われてもやむを得ない面があったと受け止めています。

- ✓ 2017年11月頃、関西電力から中国エリアでの営業活動を開始する旨が当社へ連絡されて以降、関西電力との間で複数回にわたって営業活動に関する情報交換や情報収集活動を行う中で、不適切なものがあったこと
- ✓ それらの情報が関係する経営層や組織に報告・共有化される中で、社内で問題視されることがなく、是正を図る者がいなかったこと
- ✓ また、こうした中で、中国地方の一部の官公庁施設に係る電力入札において、公正取引委員会が不当な取引制限と認めた期間外も含め、関西電力への不適切な依頼行為が計5回あったこと

本事案を踏まえ、本年7月14日、経済産業大臣から、電気事業法第2条の17第1項に基づく業務改善命令を受けました。

## 2. 発生原因

本事案の原因については、以下のとおりと考えています。

- ✓ 旧一般電気事業者との間では、主に電力の安定供給という共通の目的を達成するため、電力自由化以前は、広く電気事業全般について情報交換を行うなどの協力関係にあったこと
- ✓ 電力自由化後における、公正かつ自由な競争の重要性に対し、役員・社員の意識改革が十分できていなかったこと
- ✓ 独占禁止法が禁止する「不当な取引制限」に対する役員・社員の理解が十分ではなかったこと

また、これらに共通する背景として、電力供給を独占的に行ってきた従来の思考が完全には抜け切れておらず、結果として自らの行動や思考が一般社会の感覚から乖離しているおそれがあることに気づけなかったことも、反省すべき点であったと考えています。

### 3. 本事案を受けての課題

本事案のような事態を二度と繰り返さないためには、以下が課題であり、ガバナンス面、業務運営面の両面での対策が必要と認識しています。こうした観点で再発防止のための計画を策定しました。

- ✓ 電力自由化の趣旨を踏まえた、旧一般電気事業者との関係の適正化
- ✓ 公正かつ自由な競争の重要性に対する、役員・社員の意識改革
- ✓ 独占禁止法、特に「不当な取引制限」に対する役員・社員の理解の浸透
- ✓ 問題を問題として認識し、問題に対して積極的に声を上げ、是正することができる  
企業文化づくり
- ✓ 取締役会による監督機能強化や経営層等の行動への牽制の仕組みの徹底

## 4. 主な再発防止対策（1 / 2）

### 1. 社外取締役による経営の客観性・透明性の向上

- (1) 社外取締役の増員（2023年6月選任済）
- (2) 指名委員会及び報酬委員会の委員長を社外取締役より選任（2023年2月及び3月に選任済）

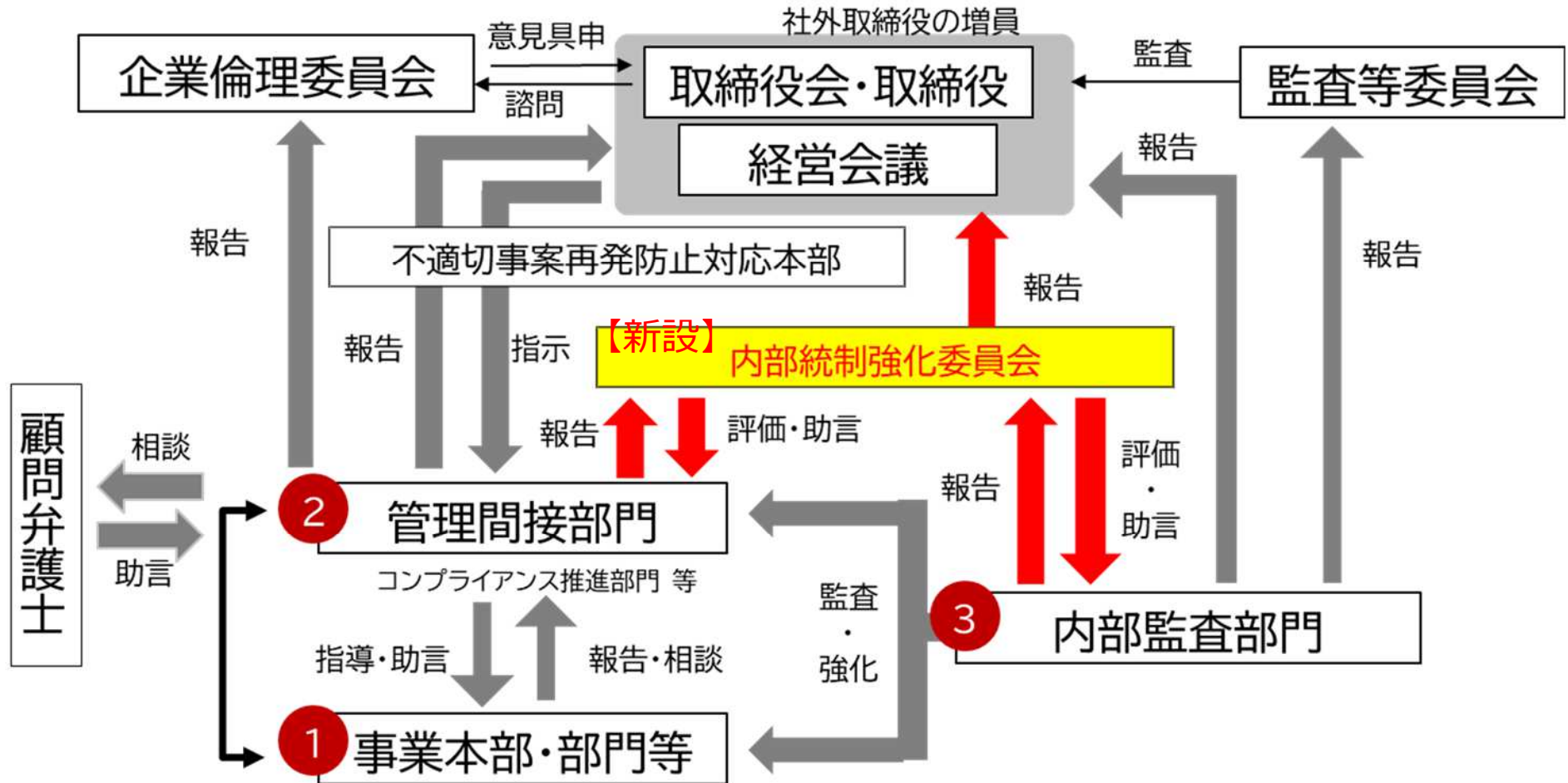
### 2. 業務運営における競争法遵守体制の強化 ※黄色網掛けは新規

項目	概要	実施時期
競争法遵守に向けた体系的な社内ルールの整備	競争法遵守規程の制定	2023年2月
	販売事業本部及び経営企画部門に対する同業他社との接触に関するルールの制定・強化	2021年9月 2023年2月
	独占禁止法遵守に関するマニュアルの見直し・周知徹底	2023年1月
法令遵守状況の点検	所属長による業務点検の中で、独占禁止法遵守に関する項目を追加し、業務に関する法令等の遵守状況を確認	2022年度から
内部監査の強化	内部監査部門による独占禁止法遵守に関する定期的な監査	2023年度から
	内部監査の計画策定・実施への社外弁護士の知見活用	2023年度から
	監査等委員会及び内部監査部門による、競争に関する議題を扱う会議体のモニタリング	2023年度から
	企業倫理委員会による再発防止策実施状況の検証	2023年度から

## 4. 主な再発防止対策（2／2）

項目	概要	実施時期
内部通報窓口の活用	内部通報窓口の積極的周知による活用の促進	2023年3月
	社内リーニエンシー制度の導入・周知	2023年6月
	研修や情報発信等の機会を捉えて、法務部門への競争法関係の相談徹底を周知	都度
法令等遵守に係る研修・教育の実施（受講状況の把握により実効性を確保）	経営層及び小売営業活動等に従事する社員に対する独占禁止法に関する定期的な研修の実施	2021年8月から
	全社員を対象とした定期的な研修（コンプライアンス強調月間（11月）を活用）	2023年度から
役員・社員に求める行動等の明確化・文書化	役員・社員に対し、コンプライアンス最優先の業務運営の徹底についてあらためて周知（社長メッセージ等の発出）	2021年6月 2023年3月
	独占禁止法遵守に向けた意識向上のためコンプライアンスガイドラインの見直し	2022年3月
	独占禁止法遵守の誓約書への署名（役員ほか）	2023年度から
取組施策の統括的職位の設置等	企業再生担当の取締役執行役員を設置	2023年3月
	根本原因分析、再発防止策の策定及び取組み状況の検証を行う緊急対策本部（不適切事案再発防止対応本部）の設置	2023年3月
	不適切事案再発防止対応本部の体制強化を目的とした企業再生プロジェクトの設置	2023年5月
社外の視点の採り入れによる内部統制システムの強化【新規】	弁護士等社外有識者を過半とする内部統制強化委員会の設置	2023年9月 目途

## (参考1) 再発防止推進体制



### 【内部統制強化委員会】

<目的> 社外の視点から再発防止策の内容を含む管理間接部門、内部監査部門の取り組みについて、実施状況及び実効性を継続的に把握し、その内容の評価や必要な見直しについて主管箇所への助言、経営層への報告を行うことで、経営環境の変化に的確に把握・対応し、全社的な内部統制システムを強化する。

<構成> 社外有識者3名（うち1名を委員長とする）、コンプライアンス推進部門長



## (参考2) 経済産業大臣による改善命令の概要

1. カルテル及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと。旧一般電気事業者間で電気料金又は営業方針に関する情報交換を行わないこと。
2. 改善計画を策定の上、社会に対して公表、実施すること。改善計画には、少なくとも以下の事項を満たすこと。（報告期限：8/10）
  - ① 改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、実施状況及び実効性を継続的に把握・評価すること。
  - ② 競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルールを定めること。
  - ③ 社内において競争に関する議題を扱う会議をモニタリングする仕組みを整えること。
  - ④ 継続的な研修等について、営業活動に関する情報に接する機会のある役職員を対象者に含め、対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性を図ること。
  - ⑤ 社内リニエンシー制度及び内部通報制度の継続的な周知徹底を行うこと。
3. 域外進出の状況及び今後の域外進出の障害として認識している事項を書面で報告すること。（報告期限：8/10）
4. 電力・ガス取引監視等委員会又は経済産業省が改善計画及びその実施状況、又は域外供給の状況及び域外進出の障害として認識している事項について報告又は説明を求めた場合には、これに応じること。
5. 事案の内容及び原因を社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行うこと。